

規制の事後評価書

法律又は政令の名称：金融商品取引法第 87 条の 2

規制の名称：金融商品取引所の業務の追加

規制の区分：新設、改正 (拡充、緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：企画市場局市場課

評価実施時期：令和 2 年 7 月 17 日

1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

事前評価時には、金融取引主体に対し、個別のエクスポージャーを集計すること等を通じて、金融取引の実態を効率的・効果的に把握するため、世界共通の識別方式による取引主体識別子 (LEI: Legal Entity Identifier) (注) について、金融安定理事会 (FSB) の主導の下、国際的な取組が進展していた。

本規制の拡充後も、取引主体識別子は引き続き、世界共通の識別方式として利用されており、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は 特段生じていないと考えられる。また、想定していなかった影響も特段発生していない。

(注) 20 桁の数字・アルファベットからなる法人の識別子

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン (もし当該規制が導入されなかったら、あるいは緩和されなかったらという仮想状況) を設定する。

事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は 特段生じていないが、当該規制の拡充が行われなかった場合には、金融商品の取引の当事者を識別するための番号 (LEI) を指定する業務を、金融商品取引所が十分な運営体制を整えないまま行政庁の認可なく実施し、適切な符番がなされない結果、金融取引の実態を効率的・効果的に把握することができない状況が生じていた可能性がある。

③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響等は 特段生じていないが、本規制の拡充後、金融商品取引所 1 社が認可を受けて、適切な運営体制の下、LEI の符番業務を開始し、堅調に符番件数を伸ばしている結果、金融取引の実態を効率的・効果的に把握することができる状況となっている。また、適切な運営体制を維持するための費用も LEI 取得者からの手数料で賄えている状況。

この点、行政指導や補助金などの手段では、適切な運営体制の確保や健全な事業運営の観点で十分ではなく、上記のような状況を作り出すことは困難であったと考えられる。

上記から、本規制拡充の必要性が認められる。

2 費用、効果（便益）及び間接的な影響の把握

④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前の評価時には、取引所において、識別子の符番業務を健全且つ適切に行うための体制の整備に係る費用が発生すると見込んでいた。

取引所においては、規制拡充後、取引主体識別子を適切に管理するためのシステムを導入しており、2019年3月末までに約2億2千3百万円のシステム開発・運用費用及び人件費が発生している。これは予定されていた費用であり、また符番業務にあたっては LEI 取得者から新規符番料及び更新料^(注)を受領し、コストリカバリーベースでシステム構築を行っていることから、規制の遵守費用（全体）が過大に発生している状況にはないと考える。

(注) 新規符番料 12,000 円（税抜）、更新料 10,000 円（税抜）（2019年3月末時点）

⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

事前評価時においては、行政庁（国）の費用として、取引所から認可の申請があった際に、取引所業務の公共性に対する信頼や、取引所の本来業務の健全かつ適切な運営を損なう恐れがあるか確認・検証するための費用が発生するとしていた。

上記に関し、行政庁（国）は、金融行政を遂行するにあたり、当該認可申請時の認可業務のみならず、認可後も引き続き取引所の本来業務の健全かつ適切な運営を損なう恐れがあるかどうかモニタリングを行う必要がある。この点、他の規制を含めた金融規制全般について、取引所による規制の遵守状況等を一体としてモニタリングしていることなどを踏まえれば、本規制の拡充により生じた行政費用の増減のみを抜き出して把握・推算することは困難である。もっとも、行政庁（国）による金融行政の遂行に要する行政費用（全体）が過大に発生している状況にないと考えられる。

⑥ 効果（定量化）の把握

規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているかの観点から事前評価時に設定した指標に基づき効果を可能な限り定量的に把握する。また、事前評価時の効果推計と把握した効果を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

各国で符番機関が設立され、世界共通の識別方式による取引主体識別子の符番が行われる中、符番を必要とする国内の金融取引主体が国内の符番機関から符番されることが可能となり、2019年3月時点において、日本籍の法人8,246社（ファンドを含む）に対し符番が行われている。このうち、6,994社が取引所によって符番されており、1,252件が国外の符番機関によって符番されているなど、利便性の向上につながったものと考えられるため、事前評価時に見込んだ効果とかい離はない。

また、金融取引の実態を効率的・効果的に把握し、システミックリスクを未然に防ぐことが可能となるなどの便益を得ていると考えられるところ、金融商品取引法第156条の63～65に基づき行政庁（国）に報告される店頭デリバティブ取引のうち99%以上の取引（想定元本ベース）について、報告者の取引主体識別子を把握しており、事前評価時に見込んだ効果とかい離はない。

⑦ 便益（金銭価値化）の把握

把握された効果について、可能な限り金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。なお、緩和により削減された遵守費用額は便益として把握する必要がある。また、事前評価時の便益推計と把握した便益を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

規制の見直しにより、規制の事前評価時に見込んだ効果が発現しているものと考えられるが、その効果を金銭価値化して「便益」を把握することは困難である。

⑧ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。

※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

現時点において、副次的な影響及び波及的な影響は特段認められない。また事前評価時に意図していなかった負の影響や、想定していた影響とのかい離も特段認められない。

3 考察

⑨ 把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用、効果（便益）及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

規制の見直しにより過大な遵守費用や行政費用が発生している状況は認められない。一方、規制の事前評価時に見込んだ効果は発現していると考えられる。従って、本件にかかる特段の見直しは不要と考える。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書を添付すること。